

2024年8月

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

2024年5・6月株主総会における議決権行使結果について

投資信託協会及び日本投資顧問業協会の規則等に基づき、2024年5月及び6月に開催された株主総会における議決権行使結果の集計を以下に開示いたします。当社で投資判断する日本株の議決権行使結果を含んでいます。運用再委託先の日本株の議決権行使結果については別途開示します。

2024年5・6月の株主総会においては172社を対象に会社提案議案2,043件、株主提案議案21件の合計2,064件について議決権を行使しました。

1. 会社提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

項目	賛成 (A)	反対 (B)	棄権 (C)	白紙委任 (D)	合計 (E)	反対比率 (B+C)/E	
会社機関に関する議案	取締役の選解任	1,449	218	0	0	1,667	13.1%
	監査役の選解任	97	42	0	0	139	30.2%
	会計監査人の選解任	2	0	0	0	2	0.0%
役員報酬に関する議案	役員報酬(※1)	78	4	0	0	82	4.9%
	退任役員の退職慰労金支給	1	0	0	0	1	0.0%
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	115	2	0	0	117	1.7%
	組織再編関連(※2)	1	0	0	0	1	0.0%
	買収防衛策の導入・更新・廃止	0	1	0	0	1	100.0%
	その他資本政策に関する議案(※3)	1	0	0	0	1	0.0%
定款に関する議案	27	4	0	0	31	12.9%	
その他の議案	0	1	0	0	1	100.0%	
	1,771	272	0	0	2,043	13.3%	

(※1)・・・役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改定、役員賞与等

(※2)・・・合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(※3)・・・自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

同一銘柄を複数の運用財産で保有する場合は、全体で一つの議案として集計しています。

同一議案で、賛成及び反対があった場合は、賛成1、反対1として集計しています。

2. 株主提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

		賛成 (A)	反対 (B)	棄権 (C)	白紙委任 (D)	合計 (E)	反対比率 (B+C)/E
合計	合計	4	17	0	0	21	81.0%

同一銘柄を複数の運用財産で保有する場合は、全体で一つの議案として集計しています。

同一議案で、賛成及び反対があった場合は、賛成1、反対1として集計しています。

3. 議決権行使の概況

①会社提案に反対した主なケースの概要と反対事由は以下になります。

取締役会の構成について

- 取締役会の構成の観点からでは下記のケースにおいて経営トップに反対しました。
 - 取締役会における独立社外取締役が3分の1に満たないケース
 - 上場子会社の取締役会における独立社外取締役が過半数に満たないケース
 - 女性取締役が1名も選任されていないケース
 - その中でも対話において近い将来の改善に対する経営陣のコミットメントが明確であると判断したケースにおいては責任投資委員会の承認を得た上で賛成としました。

取締役・監査役の選任について

- 社外取締役・社外監査役選任議案では、下記のケースにおいて候補者に反対しました。
 - 独立性が当社基準を満たさないケース
 - 在任期間が10年を超え独立性の観点に課題が生じると考えられるケース
 - 上場企業あるいは同程度の業容を有すると考えられる企業における役員の兼職が5社以上、社内を兼ねる場合は3社以上となるケース
 - その中でも適性が満たされる、あるいは実質的な独立性が担保されていると考えられるケースにおいては責任投資委員会の承認を得た上で賛成しました。
- 上場子会社・持分法子会社等における執行・社内の取締役として選任された候補者について、親会社の執行を兼務していることから、利益相反の懸念を鑑みて反対したケースがありました。
- 非執行・社内取締役の選任議案において、直前まで独立社外取締役として長年選任された後に社内側の取締役として選任された候補者について、総会後の取締役会の独立性が低下することを鑑みて反対したケースがありました。
- 政策保有株式に関しては、保有残高が純資産の2割以上に達しているケースにおいては下記の判断を行いました。
 - 業種特有の事情を考慮すべきケースにおいては責任投資委員会の承認を得た上で賛成しました。
 - 開示資料及び対話の機会において、保有残高を将来純資産の2割以下に削減する計画を経営陣の十分なコミットメントと共に確認できたケースにおいては、責任投資委員会の承認を得た上で賛成しました。
 - 投資株式の区分変更により特定投資株式であった銘柄を純投資に変更し、特定投資株式の保有比率が純資産の20%を下回ったケースにおいては、過去の区分状況を鑑みて判断しました。

- 社外監査役及び監査等委員である社外取締役については特に強い独立性が必要であると考えています。取締役会の独立性は向上する途上にあるものの改善余地が更にある中で、独立社外監査役の果たすべき役割は大きいと考えています。

報酬について

- 報酬に関する議案では、支給対象者およびその内容が持続的な株主価値の拡大に貢献するか否か等の観点から懸念のあったケースにおいて反対しました。

資本政策について

- 剰余金処分案では、資本蓄積の状況及び事業戦略等を勘案して総還元性向が著しく低いケースにおいて反対しました。
- 剰余金処分を取締役会の決議によって可能とする定款変更議案に関しては、取締役会の独立性は十分に担保されていると考えたケースにおいては責任投資委員会の承認を得た上で賛成しました。そうでないケースにおいては反対しました。

②株主提案では、提案された議案 21 件のうち、4 件に賛成、17 件に反対しました。株主提案は会社提案と共に基本的にガイドラインに準拠し、株主価値の拡大に貢献するか否か等を勘案した上で、個別議案ごとに判断します。

- 本年度の株主提案ではガバナンス、情報開示、気候変動に関する内容が提議されました。いずれのケースにおいても提案内容及び企業側の対応を検討した上で判断しました。
- 定款変更議案については、日本における株主提案の手段として選択せざるを得ない側面があることを十分認識しています。一方、定款は会社の組織・運営の基本的事項を定めるものであり、過度に個別具体的な事項の記載は一定のリスクを生じうる可能性があることも認識しています。双方の側面を勘案し、株主価値拡大の観点から判断しました。
- 資本政策に関する議案については当該企業が抱えている課題、提案内容の合理性を鑑みて判断しました。
- 気候変動に関する対応、情報開示の拡充は推進されるべきである一方企業側の対応の進捗、および開示の実現可能性も考慮されるべきと考えます。
- 独立役員を選任に関する議案については招集通知で開示された経歴をもとに判断しました。実質的な判断を行うためにはより情報が必要であるとも考えます。

以上